



地域にまっすぐ
興能信用金庫



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の取扱いを興能信用金庫が開始 ～金沢市における高齢世帯の住まいの耐震化促進を支援～

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区、理事長：毛利信二）（以下「機構」といいます。）が民間金融機関と提携して提供している60歳以上の方向けのリバースモーゲージ型住宅ローン【リ・バース60】に関して、令和7年8月1日から興能信用金庫（本店：石川県鳳珠郡能登町、理事長：田代克弘）が【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の取扱いを開始することとなりました。北陸地方の地域金融機関としては初となります*。

金沢市が実施している既存建築物耐震改修工事費等補助金及び被災木造住宅耐震改修工事費等補助金と併せて本制度が利用できることとなり、同市における高齢世帯の住まいの耐震化の促進が期待されます。

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度は、高齢世帯の耐震改修工事を支援するため、地方公共団体の耐震改修補助金を受ける方が【リ・バース60】で耐震改修融資を利用する場合に、機構が金融機関を通じて利子補給を行うことにより、利用者が無利子または低利子で【リ・バース60】を利用することが可能となる仕組みです。

興能信用金庫、金沢市及び機構は今後も連携して、ご高齢のお客さまの安心で快適な住生活の実現を目指してまいります。

* 日本モーゲージサービス株式会社が令和7年4月1日より本制度の取扱いを開始しています。

<【リ・バース60】耐震改修利子補給制度創設の背景>

令和6年1月に発生した能登半島地震において、高齢世帯の割合が多い市町村で旧耐震基準の木造住宅を中心に多くの被害が発生しました。被災を契機に、地震への安全性の確保の意識が高まっています。

一方で、高齢世帯は、経済的な制約や相続人がいない等の理由により、耐震改修工事に踏み切れない場合も多いと考えられ、政府の耐震化目標（令和12年までに耐震性が不十分な住宅ストックを概ね解消すること）の達成に向けた課題となっています。

このような背景から、ご高齢のお客さまの生活資金への負担をなるべくかけずに、耐震性を確保した住宅に移行できるよう、令和6年度補正予算において、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度が創設されました。

<本リリースに関するお問い合わせ先>

興能信用金庫 融資部 西前/山根 TEL0768-62-8206

金沢市 都市整備局 建築指導課 横山/小坂/小柳 TEL076-220-2059

住宅金融支援機構 北陸支店 営業グループ 古茂田/石崎 TEL 076-233-4254

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度

参考資料

<制度概要>

取扱開始時期	各地方公共団体および【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関の準備が整い次第、順次取扱いを開始します。
利子補給対象	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を取り扱う金融機関に申込みを行い、地方公共団体から本制度の利用対象証明書の交付を受けたお客さまに対する耐震リフォーム融資※1・※2が対象となります。
融資額上限	担保評価額（住宅および土地）の50%または60%※3です。 融資額が1,000万円以下の融資について、利子補給を行います。
利子補給金利上限	利子補給の対象となるお借入金利は、3.3%が上限となります（令和7年度に利用する場合）。
利子補給方法	原則として、70歳からお客さまのご負担が発生しないよう、住宅金融支援機構がお客さまに代わって、金融機関に対し利息の全額又は一部を支払います（下図利子補給の概要参照）。
利子補給期間	ご契約者さま全員が亡くなられた時まで（融資終期前に線上返済等により完済した場合は完済時まで※4）
注意事項	本制度を利用する場合は、地方公共団体から受けられる耐震改修補助金が減額されます。

※1 耐震改修工事に合わせて水回りなどのリフォームを実施する場合も対象となります。なお、リフォーム融資の借換は対象外です。

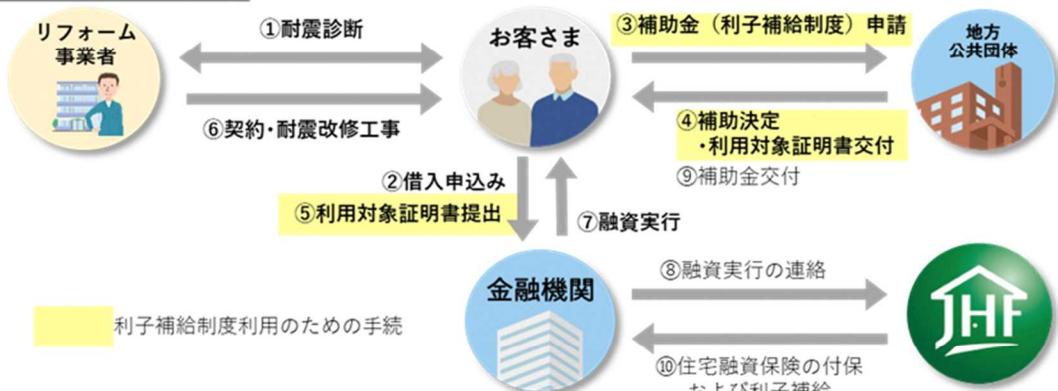
※2 地方公共団体の予算によっては、補助金の受付枠に限りがある場合があります。

※3 担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。

※4 お客さまの契約違反が発生した場合は、途中で利子補給を打ち切ることや利子補給金の返還を求めることがあります。

<手続の流れ>

お客さまが【リ・バース60】を申込後に金融機関の審査を経て補助金を申請するケース

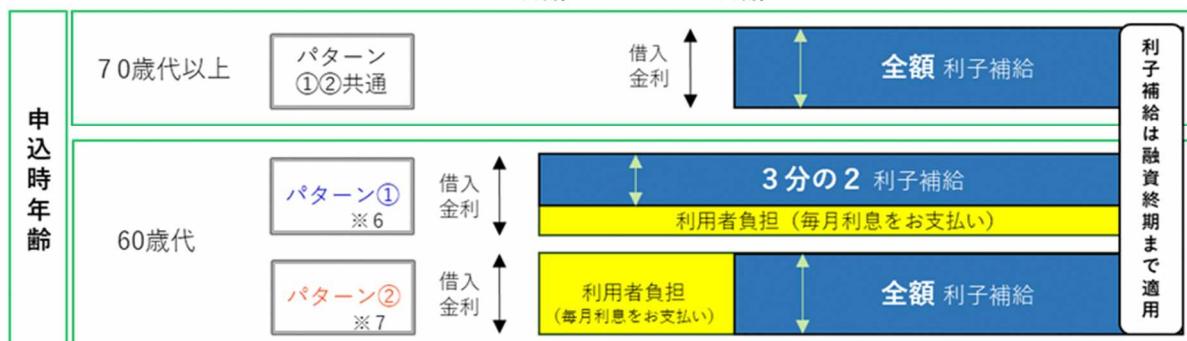


<利子補給※5の概要>

※5 取扱金融機関によって、ご利用いただける利子補給のパターンが異なります。

支払時年齢

60歳 70歳～



※6 50歳代の方は、ご融資時以後、60歳となった時から借入金利の2／3を利子補給（利息の1／3はお客さまが支払）

※7 50歳代の方は、ご融資時以後、70歳となった時から全額利子補給（70歳以降お客さまの利息の支払はなし）。